

東京都立墨田工科高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- (2) いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- (3) 本校の教職員は、いじめの早期発見と未然防止に努める。
- (4) 生徒をいじめから守り、生徒の立場に立って問題解決を行う。

2 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための学校いじめ対策委員会を置く。

イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの早期対応
- ・いじめが原因とする重大事態への対処

ウ 会議

毎月1回、ただし、緊急性を有する時は、臨時の会議を開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭（教務主任）、生活指導主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会の支援
- ・保護者、地域住民、関係機関との迅速かつ適切に連携できるサポート体制の確立

ウ 会議

学期1回

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、PTA会長、町内会長、深川第七中学校長、深川警察署員（スクールサポーター含む）等

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 課題のある生徒に対して、担任とスクールカウンセラーが連携して個別面談に取り組む。

イ 「いじめに関する授業」の実施

(2) 早期発見のための取組

ア いじめの「見える化」

年3回、いじめに関するアンケートを実施し、いじめをはじめとする課題の発見に努める。

イ スクールカウンセラーによる全員面接

生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境をつくるため、第1学年の年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態を回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。

イ スクールカウンセラーと連携した加害生徒への指導の徹底および情報の共有を図る。

5 教職員研修計画

年2回以上、学校いじめ対策委員会が主催するいじめ防止に関する校内研修会を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会の活用

年3回の保護者会にて、いじめ防止に向けての学校の方針や活動について理解を深める。

(2) スクールカウンセラーによる保護者相談を実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会の活用

年3回の学校運営連絡協議会にて、いじめ防止に向けての学校の方針や活動について理解を深める。

(2) 関係機関や団体と連携の推進

子どもサポートセンターや児童相談所等との連携を密にし、情報交換を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

評価項目にいじめ対策に関する項目を入れ、継続的な検証とともに基本方針の改善に取り組む。

附則 この基本方針は平成26年10月31日から施行する。

この基本方針は令和 3年 9月 1日から施行する。

この基本方針は令和 7年 4月 1日から施行する。